

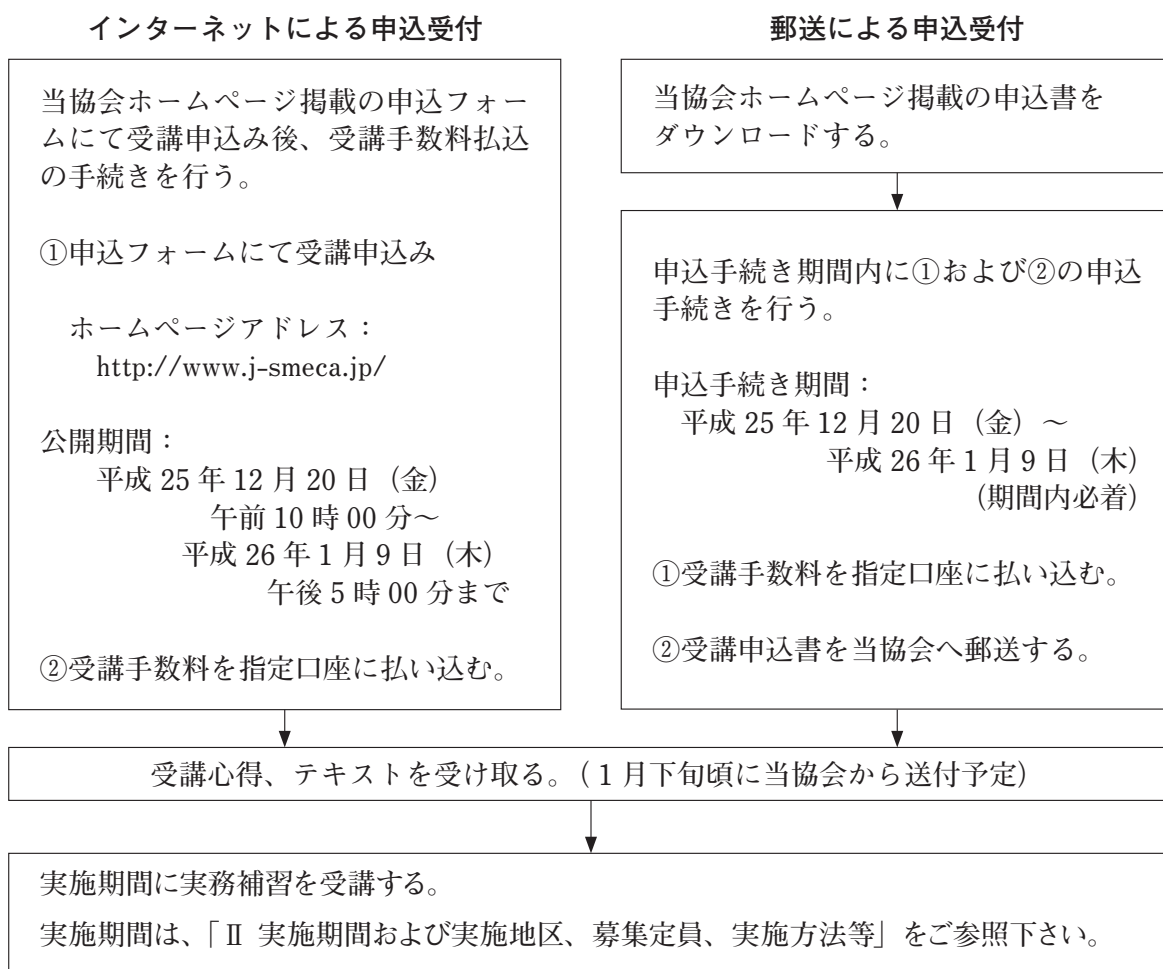
# 平成 26 年 2 月実施 中小企業診断士実務補習のご案内

実務補習は、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第 1 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、実施します。

中小企業診断士第 2 次試験合格者の方は、合格後 3 年以内に、実務補習を 15 日以上受けるか、実務に 15 日以上従事することにより、中小企業診断士としての登録の申請を行うことができます（詳しくは、この「実務補習案内」の「参考資料」をご参照下さい。）。

この「実務補習案内」は、当協会が実施する実務補習についてのご案内です。

## 受講申込みから実務補習までの概略



経済産業大臣登録実務補習機関  
一般社団法人 中小企業診断協会

**SMECA** Japan Small and  
Medium Enterprise  
Management Consultants Association

## I 受講資格

平成25年度、平成24年度、平成23年度のいずれかの年に中小企業診断士第2次試験に合格され、中小企業診断士の登録を受けていない方。（第2次試験合格の有効期間は3年間です。）ただし、中小企業診断士の登録申請中の方および実務補習実施までに登録申請される予定の方は除きます。

## II 実施地区および実施期間、募集定員、実施方法等

### 1. 実施地区および実施期間、募集定員

地区	コース	実施期間	募集定員
札幌	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
仙台	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
東京	15日間コース	平成26年 1月30日(木)・31日(金)・2月8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	240名
	5日間コース	平成26年 1月30日(木)・31日(金)・2月8日(土)・9日(日)・10日(月)	280名
名古屋	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月13日(木)・14日(金)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	25名
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	40名
大阪	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	80名
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	80名
広島	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
福岡	15日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月) 2月14日(金)・15日(土)・22日(土)・23日(日)・24日(月) 2月28日(金)・3月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—
	5日間コース	平成26年 1月31日(金)・2月1日(土)・8日(土)・9日(日)・10日(月)	—

\*東京・名古屋・大阪以外の4地区では定員設定なし

#### 【日程に関するよくある質問 (FAQ)】

Q：1企業につき5日間すべてを休日（土曜日・日曜日・祝日）で実施することはできませんか？

A：5日間の日程の中には、企業に対するヒアリングや報告会の日程も含まれています。5日間の日程すべてを休日で実施すると、企業の休業日と重なり、ヒアリングや報告会が実施できなくなりますので、平日を含む5日間で実施しています。

### 2. 募集定員等に関する注意事項

	注 意 事 項
募集定員の設定がある地区	① 受付期間最終日より前に募集定員に達した場合は、ホームページでお知らせします。 また、万が一、定員漏れとなった場合は、1月16日（木）までに該当の方へ連絡いたします。 ② 受付は先着順とし、「インターネットによる受付」の場合は申込みを行った日、「郵送による受付」の場合は消印の日とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
募集定員の設定がない地区	① 募集定員の設定はありませんが、企業や指導員の調整の都合上、受講いただけない場合もありますので、お早めにお申込み下さい。 ② 実務補習はグループ内で作業を分担して行うことから、3名以上の受講申込みがないコースでは、実施を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 実施方法等

#### (1) 実施方法

受講者6名以内でグループを編成し、指導員の指導のもと、実際に企業等に対する経営診断・助言を行います。

#### (2) 概略

標準的な全体の概略は次のとおりです。

1 企業当たりの日程	主 な 内 容
実施4～5日前	指導員からメールにて、企業概要の提示や事前準備作業の指示を行います。
第1日目	グループ別打合せ、企業等の訪問・調査、資料分析など
第2日目	企業等の訪問・調査、資料分析など
自主学习	受講者・指導員間でメールにて、経営課題の抽出や診断報告書の作成準備を行います。
第3日目・第4日目	全体調整、診断報告書の作成
第5日目	企業等への報告会など

最終日に「実務補習修了証書」をお渡しします。

なお、実施期間中の研修の時間は原則9:00～17:00としていますが、診断先の事情、作業の進捗状況などにより研修時間が異なる場合がありますことをあらかじめご承知ください。

## III 受講手数料

	受 講 料
15日間コースを受講する場合	148,600円(税込み)
5日間コースを受講する場合	50,000円(税込み)

※実務補習テキストの改訂を行いましたので、今回受講される方全員にテキストをお送りします。

領収書は、「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等で代えさせていただきます。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【受講手数料に関するよくある質問 (FAQ)】

Q: 受講料の領収書を発行してもらえますか?

A: 「領収書」の発行は行っていません。領収書は、受講料を振り込みした際の「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等で代えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## IV 受講申込手続き期間

インターネットによる受付: 平成25年12月20日(金)午前10時00分～平成26年1月9日(木)午後5時00分

郵送による受付: 平成25年12月20日(金)～平成26年1月9日(木)(期間内到着)

#### 【受付に関するよくある質問 (FAQ)】

Q: 過去に5日間コースを1回受講し、残り10日間の受講が必要です。2月実施分に10日間コースはないのですか?

A: 10日間コースの設定はありませんので、2月および夏期(7月・8月・9月)実施分から5日間コース2回の受講をお願いします。

Q: 5日間の日程のうち1日だけ受講できない日がありますが、この場合でも修了は認められますか?

A: 5日間すべて受講できない場合は、修了は認められません。あらかじめ受講できない日が分かっている場合は、5日間すべて受講できるコースで受講して下さい。

なお、受講途中で受講できなくなった場合でも修了は認められませんので、あらかじめご了承ください。

## V 受講申込手続き上の注意事項

1. 提出書類等に不備がないように確認のうえ、申し込みをして下さい。

2. 受講申込みにあたっては、「中小企業診断士実務補習に係る遵守規程」を遵守することに同意のうえ、お申込みください。

〈中小企業診断士実務補習に係る遵守規程〉

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中小企業診断協会の実施する実務補習に係る、受講生及び指導員(副指導員を含む)が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

(宣伝)

第2条 実務補習診断先(以下「診断先」という。)から、良識を疑われるような宣伝を行ってはならない。

(秘密保持)

第3条 実務補習期間中に知り得た診断先の情報等を漏らしてはならない。

2. 指導員(副指導員を含む)は、受講生の個人情報を漏らしてはならない。

(違法行為補助の禁止)

第4条 実務補習診断先における違法行為又は反社会的行為を補助するように指導してはならないものとする。

(診断内容等の発表基準)

第5条 診断先の公開されていない診断内容等の発表する場合には、あらかじめ診断先に対し書面をもって承諾を得なければならない。(損害賠償)

第6条 受講生又は指導員(副指導員を含む)が本遵守規程の各条項に違反して診断先に損害を与えた場合は、受講生又は指導員の責任及び負担において、損害の賠償を行うものとする。

3. 申込受付終了後、受講上の注意事項等を記載した受講心得やテキストを1月下旬頃に一齐に発送する予定です。1月26日(土)を過ぎても到着しない場合は、電話で照会して下さい。

電話：03(3563)0851(代)

4. 住所変更が生じた場合は、当協会実務補習係(書類送付先)及び旧住所の集配郵便局へ届け出をして下さい。

5. 受講申込書または申込フォームでご提供いただいた個人情報は、実務補習ならびに当協会活動のご案内の目的以外使用いたしません。

## Ⅵ 申込方法

### 1. インターネットによる申込方法

インターネットによって申込みをする場合は、次の「(1) 受講申込み」「(2) 受講手数料の払込み」を行って下さい。

なお、「(2) 受講手数料の払込み」は、申込みを行った日より2営業日以内(1月9日に申込みを行った場合は即日)に行ってください。

#### (1) 受講申込み

当協会ホームページ(<http://www.j-smeca.jp/>)に掲載されている所定の申込フォームに必要事項を入力して送信して下さい。送信後、協会より申込確認のメールをお送りします。

なお、実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示があり、メールにはファイルが添付されている場合がありますので、添付ファイルが受信できるメールアドレスを入力して下さい。

#### 【申込フォーム】

#### (2) 受講手数料の払込み

① 受講手数料は、インターネットで申込みを行った日より2営業日以内(1月9日に申込みを行った場合は即日)に次の指定口座に払い込んで下さい。手数料の金額は「Ⅲ 受講手数料」をご参照下さい。なお、現金の取り扱いはありません。

② 払込手数料は、払込人の負担です。

③ 払込みの控え(「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等)を領収書に代えさせていただきますので、大切に保管して下さい。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承下さい。

#### 受講手数料の払込口座

〈ゆうちょ銀行または郵便局から払込む場合〉

口座番号：00150-2-21244

加入者名：一般社団法人中小企業診断協会実務補習

〈ゆうちょ銀行または郵便局以外の銀行から払込む場合〉

ゆうちょ銀行 019(ゼロイチキュー)店

当座預金 口座番号：0021244

口座名義：一般社団法人中小企業診断協会実務補習

払込金額：「Ⅲ 受講手数料」をご参照下さい。



## 2. 郵送による申込み方法

郵送によって申込をする場合は、「(1) 受講手数料の払込み」を行い、所定の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お送り下さい。

なお、受講申込書には、領収日の入った受講料払込みの控え（送金明細書等）のコピーを貼付して下さい。

### (1) 受講手数料の払込み

- ① 受講手数料は、受付期間内に、次の指定口座に払い込んで下さい。受講手数料の金額は「Ⅲ 受講手数料」をご参照下さい。なお、現金の取り扱いは行いません。
- ② 払込手数料は、払込人の負担です。
- ③ 払込みの控え（「振替払込請求書兼受領証」「送金明細書」等）を領収書に代えさせていただきますので、大切に保管して下さい。なお、「領収書」の発行は行いませんので、あらかじめご了承下さい。

#### 受講手数料の払込口座

〈ゆうちょ銀行または郵便局から払込む場合〉	〈ゆうちょ銀行または郵便局以外の銀行から払込む場合〉
口座番号：00150-2-21244 加入者名：一般社団法人中小企業診断協会実務補習	ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキユウ）店 当座預金 口座番号：0021244 口座名義：一般社団法人中小企業診断協会実務補習
払込金額：「Ⅲ 受講手数料」をご参照下さい。	

### (2) 受講申込書の提出

- ① 当協会ホームページに掲載されている受講申込書をダウンロードしてご使用下さい。
- ② 記入に当たっては、太枠内の記入欄に楷書で丁寧に記入して下さい。
- ③ 受講コース・受講地区に、それぞれ○印を付けて下さい。
- ④ 第1次試験合格年度、第2次試験合格年月日・受験番号は、合格証書を確認して間違いのないように記入して下さい（第2次試験の受験番号は、合格証書の右下の番号です。）。
- ⑤ すでに5日間コースを受講されている方は、受講された年月と受講番号を記入して下さい。
- ⑥ 実施の4～5日前に指導員よりメールにて企業概要の提示や事前準備作業の指示がありますので、メールアドレスを必ず記入して下さい。（携帯電話のメールアドレスは不可。）  
なお、メールにはファイルが添付されている場合がありますので、添付ファイルが受信できるメールアドレスを記入して下さい。
- ⑦ 申込書の所定欄（右下）に、受講料の払込手続きを行った金融機関の領収日の入った払込みの控え（送金明細書等）のコピーをはがれないようにしっかりとのり付けして下さい。

### (3) 送付方法及び送付先

- ① 受講申込書を、受付期間内に下記の送付先に郵送して下さい。  
なお、封筒の表面には、「実務補習申込書在中」と記入して下さい。
- ② 直接持参およびファクシミリでの送付による受付は行いません。

#### 提出書類

受講申込書（記載内容と受講料払込みの送金明細書等のコピー貼付をご確認下さい。）

#### 提出書類の送付先

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル  
一般社団法人 中小企業診断協会 実務補習  
○○地区 △日間コース 係

## Ⅶ 受講申込後の変更およびキャンセル

### 1. 受講申込後の変更

受講申込後に、受講コースまたは受講地区を変更する場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、募集定員のある地区や実施直前にご連絡いただいた場合など、変更ができない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

### 2. 受講申込後のキャンセル

受講申込後、受講ができなくなった場合は、キャンセル料として次の金額を差し引いて受講料を返金いたしますので、キャンセルされる場合は、電話にてお早めにご連絡下さい。

電話：03 (3563) 0851 (代)

なお、受講料の返金は、2月下旬頃の予定です。

日 程 区 分	キャンセル料
申込締切日（1月9日）まで	キャンセル料なし（全額返金）
申込締切日以降（1月10日）から実施8日前まで（注1）	受講料の 30%（70% 返金）
実施7日前から実施前日まで（注2）	受講料の 50%（50% 返金）
実施当日・開始後・無連絡	受講料の 100%（返金なし）

（注1）東京地区：1月22日まで

札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡の6地区：1月23日まで

（注2）東京地区：1月23日から1月29日まで

札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡の6地区：1月24日から1月30日まで

## Ⅷ 初日の集合場所等

地 区	初 日	集合時間	集 合 場 所 (会 場)
札 幌	1月31日	午前 9時00分	北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 4階会議室 TEL:011 (231) 1377
仙 台	1月31日	午前10時00分	宮城県仙台市青葉区大町2-12-1 仙台市戦災復興記念館 4階第4会議室 TEL:022 (263) 6931
東 京	1月30日	午前 9時15分 (初めての方) 午前 9時45分 (2回目以降の方)	東京都墨田区横網1-6-1 国際ファッションセンタービル 3階 KFC ホール TEL:03 (5610) 5801
名 古 屋	1月31日	午前10時00分	愛知県名古屋市中村区名駅3-21-7 名古屋三交ビル 10階会議室 TEL:052 (581) 0924
大 阪	1月31日	午前10時00分	大阪府大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 地下1階 1号会議室 TEL:06 (4792) 8992
広 島	1月31日	午前 9時30分	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 2階第2研修室 TEL:082 (569) 7338
福 岡	1月31日	午前 9時00分	福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター 4階 401号室 TEL:092 (622) 0011

\*【受付開始時間】集合時間の30分前 \*東京地区は、受講回数によって集合時間が異なりますので、ご注意下さい。

## Ⅸ 実務補習受講に当たっての主な注意事項

### 1. 実務補習を受けて中小企業診断士としての登録の申請を行うためには、第2次試験合格後3年以内に15日以上受けることが必要です。

なお、5日間コースの場合は、3回受講することが必要です。

2. 実務補習実施の4～5日前にメールにて担当指導員より企業概要などの提示や事前準備作業の指示がありますので、指導員の指示に従ってご準備下さい。指導員からのメールが届かない場合は、必ず受講地区の都道府県協会に問い合わせして下さい。
3. 実務補習はグループによる短期集中方式で実施しますので、とくに会社等に勤務する方は、あらかじめ所属勤務先と本実務補習参加について十分調整して下さい。
4. 実務補習受講に当たって、個人的な理由や勤務先の都合で受講時間の変更等を行えませんので、この点もあらかじめご注意下さい。
5. 「中小企業診断士倫理規程」を定めている地区で実務補習を受講する場合は、受講地区の協会が定める「中小企業診断士倫理規程」を遵守していただくことになります。これに反するような行為があった場合は、実務補習の受講を中止していただくことがありますので、あらかじめご留意下さい。
6. 診断報告書の作成等に当たっては、ノートパソコンを活用しますので、あらかじめ準備して下さい。
7. 最終日に、実務補習修了証書をお渡しします。
8. その他受講に当たっての注意事項等は、申込受付終了後にお送りするテキストや受講心得を参照して下さい。

## X 実務補習に関する問い合わせ先

受講地区	問い合わせ先
札幌地区	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館4階 一般社団法人 中小企業診断協会北海道 実務補習係 TEL:011 (231) 1377
東京地区	〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 中小企業会館7階 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:03 (5550) 0033
名古屋地区	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-21-7 名古屋三交ビル8階 一般社団法人 愛知県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:052 (581) 0924
大阪地区	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会 実務補習係 TEL:06 (4792) 8992
広島地区	〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ3階 一般社団法人 広島県中小企業診断協会 実務補習係 TEL:082 (569) 7338
福岡地区	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター10階 一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会 実務補習係 TEL:092 (624) 9677
	〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル 一般社団法人 中小企業診断協会 実務補習係 TEL:03 (3563) 0851

\* 仙台地区で受講を希望される方は、当協会へお問い合わせ下さい。

## XI 平成26年度の実務補習の実施について

平成26年度の実務補習は、平成26年7月・8月・9月（いずれも5日間コース）と平成27年2月（15日間コースと5日間コース）に実施します。

平成26年7月・8月・9月の実施予定地区は次のとおりです。

地区 月	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	福岡
7月	○	○	○	○	○	○	○
8月	×	×	○	○	○	×	×
9月	○	○	○	○	○	○	○

なお、日程の詳細は、平成26年4月頃に当協会のホームページ (<http://www.j-smeca.jp/>) に掲載します。

## 〈参考資料〉

中小企業診断士は、「中小企業支援法」第 11 条に基づき、経済産業大臣が登録する資格です。

### 1. 実務従事・実務補習について

経済産業大臣に中小企業診断士として登録を受けるには、登録の申請の日前 3 年以内に第 2 次試験に合格し、次のいずれかの実務補習を 15 日以上受けること、またはいずれかの実務に 15 日以上従事することが必要です。

- (1) 診断・助言業務
  - ①国、都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務
  - ②中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務
  - ③中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言または窓口相談の業務
  - ④その他の団体または個人が行う診断・助言または窓口相談の業務
  - ⑤中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務
- (2) 実務補習
  - ①登録実務補習機関が行う実務補習
  - ②中小企業基盤整備機構、都道府県等中小企業支援センターが行う実務補習

### 2. 中小企業診断士の登録の有効期間・更新の要件について

- (1) 登録の有効期間：5 年間。5 年ごとに登録を更新します。
- (2) 登録を更新するためには、有効期間（5 年）内に下記の①及び②の両方の要件を満たすことが必要になります。
  - ①「知識の補充」に関する要件  
登録有効期間内に次のいずれかを 5 回以上行うこと。
    - 1) 理論政策更新研修  
理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する知識の補充のための研修または中小企業基盤整備機構が行う研修を修了したこと。
    - 2) 論文審査  
理論政策更新研修機関が行う診断または助言に関する論文の審査に合格したこと。
    - 3) 研修の指導  
理論政策更新研修について、その 1 回の日程を通じて指導を行ったこと。
  - ②「実務の従事」に関する要件  
登録有効期間内に次のいずれかの中小企業の経営診断実務に合計 30 日以上従事すること。
    - 1) 診断・助言業務
      - イ 国・都道府県等、中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う診断・助言業務
      - ロ 中小企業基盤整備機構または都道府県等中小企業支援センターが行う窓口相談などの業務
      - ハ 中小企業に関する団体が行う中小企業の診断・助言または窓口相談などの業務
      - ニ その他の団体または個人が行う診断・助言または窓口相談の業務
      - ホ 中小企業の振興に関する国際協力などのための海外における業務
    - 2) 実務補習の受講
    - 3) 実務補習の指導

### 3. 中小企業診断士の休止について

当面中小企業に対する経営診断の実務に従事する機会がない場合について、登録有効期間内に休止を申請することで、休止申請日の翌月 1 日から 15 年を限度に登録有効期間を延長することができます。

なお、登録を再開するには、申請の日前 3 年以内に、次の (1)、(2) の両方を満たす必要があります。

- (1) 知識の補充として更新研修を 5 回受講する。
- (2) 試験合格者と同様に実務又は実務補習に 15 日以上従事又は受講する。

### 4. 中小企業診断士の登録の拒否について

次のいずれかに該当する場合は、中小企業診断士の登録を受けることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 破産者であって復権を得ないもの
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
- (5) 国会職員法、国家公務員法または地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受けた者であって、その処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- (6) 弁理士法、公認会計士法、弁護士法、税理士法または技術士法の規定により登録の抹消、取り消し若しくは消除の処分（本人に登録を存続させる意思がないと認められることまたは本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、または業務を禁止された者であって、その処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- (7) 正当な理由がなく、中小企業診断士の業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者であって、その行為をしたと認められる日から 3 年を経過しないもの
- (8) (1) ～ (7) に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から 3 年を経過しないもの

#### 実務補習に関するよくある質問 (FAQ)

Q. 過去に受講した「実務補習修了証書」を紛失しました。再発行できますか？

A. 受講地区の都道府県協会実務補習係へご連絡下さい（「X 実務補習に関する問い合わせ先」参照）。